

徳島県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年一月十四日から同年五月十四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号	北 哲弥

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ阿波池田

所在地 三好市池田町サラダー六二二番地二ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番一	西谷 州弘
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	白石 明生
株式会社つるや	同 湊町三丁目八番地一二	鶴田 直丈
株式会社ボトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三一番地一	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂一七四三番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダー七八一番地四	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同 一六五七番地	山本 哲也
竹内 貴史	同 ウエノ二六五〇番地一九	――

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番一	西谷 州弘
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	三橋 信也
株式会社つるや	同 湊町三丁目八番地一二	鶴田 直丈

株式会社ボトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三一番地一	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂一七四三番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダー七八一番地四	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	一六五七番地	山本 哲也
竹内 貴史	同	ウエノ二六五〇番地一九

4 変更年月日

令和六年十一月十四日

二 届出年月日

令和六年十二月二十五日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年一月十四日から同年五月十四日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。